



2026年2月12日

各 位

会社名 藤田観光株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 山下信典
(コード番号: 9722、東証プライム)
問合せ先 人事総務本部総務部長 佐藤祐輔
(TEL. 03-5981-7700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月25日開催予定の当社第93回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2021年9月28日に発行したA種優先株式のすべてにつき、2025年8月25日をもって償還（取得および消却）を完了いたしました。

これに伴い、A種優先株式に関する定款の条項（第12条の2乃至9）をすべて削除し、発行可能株式総数に関する定款第6条および単元株式数に関する定款第8条の規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2026年3月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年3月25日（予定）

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億2,000万150株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は2億2,000万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は150株</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株</u>とし、<u>A種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>2億2,000万株</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(略)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u></p> <p><u>第12条の2 当会社は、第45条第1項の規定に従い、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」とい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」とい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第12条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>3. 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(A種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第12条の3 当会社は、第45条第2項または第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<削除>
	<削除>

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p><u>第12条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換に金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあつたA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p> <p><u>2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</u></p> <p>(基本償還価額算式)</p> <p><u>基本償還価額=100,000,000円×(1+0.04)^{m+n}/365</u>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1+0.04)$」の指数を表す。</p> <p>(控除価額算式)</p> <p><u>控除価額=償還請求前支払済優先配当金×(1+0.04)^{x+y}/365</u></p> <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$x+y/365$」は「$(1+0.04)$」の指数を表す。</p> <p>3. 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第12条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u></p> <p><u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>	<削除>
<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第12条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	<削除>
<p><u>(株式の併合または分割等)</u></p> <p><u>第12条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>	<削除>
<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第12条の9 第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u></p>	<削除>
(略)	

以上